

時間外労働 に関する協定届
休日労働

労働保険番号	401030111940004201				
都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	5290001051281				

様式第9号 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)		協定の有効期間			
労働者派遣業		株式会社ベストワン		(〒 830-0027) 福岡県久留米市長門石5丁目8-69 (電話番号: 0942-46-2101)		令和5年4月1日 から1年間			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由 ・ 臨時受注・納期変更 ・ 生産量増加・納期切迫 ・ 機械修理	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
			1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	令和5年4月1日		
			法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時受注・納期変更 ・ 生産量増加・納期切迫 ・ 機械修理	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月	1年		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
						1ヶ月に5日以上	1ヶ月に4日	6:00~18:00 8:00~20:00 12:00~0:00 18:00~6:00 22:00~10:00	但し、重大なミス・トラブル発生時に始業時間から24時間勤務可能
						製造及び製造補助 品質・衛生管理・事務 設備管理 装置組立・据付設置 倉庫作業及び出荷 ドライパー 営業及び営業補助 事務・販売 清掃 造型・溶解 生産部門 保育及び付随業務 (調理) 接客	395人 2人 1人 5人 6人 15人 5人 6人 1人 2人 2人 1人	8時間 8時間 7時間 7時間30分 7時間45分 7時間40分 7時間50分 8時間 8時間 8時間 6時間 8時間 8時間 7時間30分 7時間10分 8時間 8時間	



上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

時間外労働に関する協定届(特別条項)
休日労働

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数 <small>法定労働時間を超える時間数</small>	限度時間を超えて労働させることができる回数 <small>(6回以内に限る。)</small>	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 <small>法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数</small>	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
臨時受注・納期変更・生産量増加・納期切迫・機械修理	装置組立・据付設置	5人	15時間	6回	99.99時間	25%	720時間	25%	
	製造及び製造補助	395人							
	品質・衛生管理・事務	2人							
	設備管理	1人							
	倉庫作業及び出荷	6人							
	ドライバー	15人							
	営業及び営業補助	5人							
	事務・販売	6人							
	清掃	1人							
	造型・溶解	2人							
生産遅れ	生産部門	2人							
延長保育	保育及び付随業務(調理)	1人							
来客増加	接客	1人							
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)									

協定の成立年月日 令和5年3月15日 職名 製造員
 協定の当事者である労働組合の名称(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山本 正和
 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(挙手による選出)
 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である場合又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和5年3月15日

使用者 職名 株式会社ベストワン
氏名 代表取締役 永利 俊幸

久留米 労働基準監督署長殿

